

千葉市と淑徳大学との包括的な連携に関する協定書

千葉市と淑徳大学は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉市と淑徳大学の両者（以下、「両者」という）が、包括的な連携のもとに、広範囲な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）淑徳大学の専門性を生かした地域貢献活動に関すること。
- （2）千葉市の施策の推進や地域の課題解決のための大学資源の活用に関すること。
- （3）人材の育成に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な処置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、両者の双方に連携窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じた事項については、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月16日

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市中央区大巖寺町200

淑徳大学

淑徳大学長 磯岡 哲也